



交通安全ニュース

R7.12.8

No.7-15

香川県警察本部
交通部交通企画課

自転車を利用する皆さんへ 大切なお知らせ part4

こっそり教えます



**Q 自転車の交通取締りって
どんな場所で行っているの？**

A 自転車指導啓発重点地区・路線

を中心に行っています。

adawa Prefectural

香川県警察

自転車について

自転車指導啓発重点地区・路線

歩道上において、自転車と歩行者の交錯、車道における自転車の右側通行、信号無視等により重大事故の発生が懸念される地区・路線及び自転車が優先する車の多い多走路・路線を「自転車指導啓発重点地区・路線」として選定し、指導啓発活動と自転車の交通事故に対する指導取締りの強化を推進しています。

香川県自転車指導啓発地区・路線の選定について (PDF: 114KB)

東かがわ警察署 (PDF: 48KB)

さぬき警察署 (PDF: 59KB)

高松警察署 (PDF: 367KB)

小豆警察署 (PDF: 517KB)

高松警察署 (PDF: 711KB)

さぬき警察署 (PDF: 277KB)

高松警察署 (PDF: 197KB)

高松警察署 (PDF: 1,041KB)

丸亀警察署 (PDF: 1,555KB)

琴平警察署 (PDF: 599KB)

三豊警察署 (PDF: 345KB)

観音寺警察署 (PDF: 608KB)



自転車関連事故が実際に発生するなど、自転車の交通違反と交通事故の防止が必要であると認められる地区・路線を警察署ごとに指定しています。

詳しく知りたい人は
県警HPをチェック

